

## 社会福祉法人石井記念友愛社 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石井記念友愛社（以下「当法人」という）定款第8条および定款第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬については、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2. 交通費および宿泊費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うこととする。

・理事会及び評議員会等に出席した場合、及び監事が監査を実施した場合の費用弁償

4,000 円

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 付則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。